

都市計画道路内における建築許可の運用基準について

平成16年3月19日 区長決定

平成28年4月 1日 改定

都市計画区域内における都市計画道路に関する都市計画法第53条第1項の許可取扱いについては下記のとおりとする。

記

許 可 取 扱 基 準

都市計画法第53条第1項の規定による許可については、当該建築物が次に掲げる各要件に該当する建築物の建築について許可することができる。

- 1 建築物の構造が次に掲げる各要件に該当し、かつ、容易に移転または除却することができるものであること。
 - 一 階数が3、高さが10メートル以下であり、かつ、地階を有しないこと。
 - 二 主要構造部（建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう）が、鉄骨造、木造、コンクリートブロック造、その他これらに類する構造であること。
 - 三 建築物が都市計画道路の区域の内外にわたる場合は、将来において、都市計画道路区域内の部分を分離することが容易にできるよう設計上の配慮をすること。
- 2 市街地開発事業（区画整理・再開発など）等の支障にならないこと。